

土地の承認(Land Acknowledgement)

我々は、2025年のYouth 7サミットが未割譲のアニシナアベ・アルゴンキンの領土で開催されたことを認識している。アニシナアベ・アルゴンキンの人々は何千年にもわたりこの地に暮らし、その文化、環境、生活様式、そしてコミュニティを育んできた。

この地に集うことは、より公正で包摂的な世界の未来を形作るための責任について、意義ある対話を行う機会となる。

Young Diplomats of Canadaは、ファースト・ネーション、イヌイト、メティスのすべての人々が、この地と未来の世代に対して過去および現在に果たしてきた貴重な貢献について、学び、理解し、尊重し、敬意を払い続けていく。

前書き

2025年5月5日から9日にかけて、Y7サミットが開催され、G7加盟国および欧州連合のユース代表がカナダ・オタワに集まった。Y7はG7の公式付属会議であり、各国の若者が地域社会などで直面する重要な課題について、人工知能(AI)とデジタル技術、経済とサプライチェーンの強靱性、エネルギーと環境、平和と安全保障の四つのテーマで議論を行った。我々は、前例のないほど複合的に蓄積された危機に立ち向かうため、共通の解決策を見出すべく協力して取り組んだ。

現在、国際法、ルール、規範、秩序に対する並外れた困難が、地政学的危機が続く時代へと世界を導いている。そして、民主主義が世界中で急速に衰退している。AIやデジタル技術におけるガバナンスの不足は、社会経済的な不平等を拡大させ、人権や環境リスクに対する懸念を高めている。逼迫する公的財政と経済格差の拡大は、世界的な繁栄を脅かしている。さらに、気候変動、生物多様性の喪失、汚染という「三つの地球規模の危機」は、現在や未来の世代に深刻な脅威を与えている。世界平和の追求が危ぶまれる中で、若者たちは紛争の影響を最も大きく受けている。

2025年、マルチラテラリズム(多国間主義)は重大な岐路に立っている。G7の若者として、我々は各国の首脳に対し、我々の提言に真摯に向き合い、意思決定の過程において我々の声を取り入れることを強く求める。

我々はG7首脳に以下のことを訴える：

トラック1 | AIとデジタル技術

若者たちが、世界中で急速に変化するデジタル環境に直面していることを認識すること。質の高い教育を受けられなかったり、オンライン上で危害にさらされたり、民主主義を損なうような偽情報の脅威に直面している。G7は、これらの課題に取り組むための唯一無二の立場にある。デジタル学習の優先的な取り組み、民主主義の保護、若者に対するオンライン上の安全性確保、包摂性の促進、そして責任あるAIガバナンスの構築を通じて、我々は若者たちが成長し、公正で包摂的な未来のデジタル社会の担い手として活躍できる環境づくりを後押しする。

トラック2 | 経済とサプライチェーンの強靱性

若者の長期雇用に繋がる「初期キャリア支援制度」の導入により、雇用主が長期的な雇用を見据えた構造的な初級職の育成プログラムを実施できるよう、雇用補助金や税制優遇措置を整備する必要がある。あわせて、G7域内で若者が移動・就労しやすい労働市場を構築するため、若者向けのモビリティプログラムの拡充や、ビザ取得・雇用許可に関する手続きの簡素化を進める。高校・大学などの教育機関と地域の労働市場との連携を強化し、実践的な学びと就労の接続を高めることも重要である。特に医療や農業など人手不足が深刻な産業分野を中心に、企業と連携した産業別の専門教育プログラムを創設し、実務に直結する高等教育の提供を充実させる。

トラック3 | エネルギーと環境

気候や環境に関する取り組みにおいて、前例のない後退に直面する中、今こそ行動を加速させる必要がある。パリ協定の1.5℃目標を堅持し、再生可能エネルギーへのコミットメントを強化することは、地球に対する不可逆的な損害を防ぎ、長期的なエネルギー安全保障を確保するために不可欠である。我々は、気候変動、生物多様性の喪失、汚染という「三つの地球規模の危機」に対して包括的に取り組まなければならない。また、ユース世代が直面する最大の危機に立ち向かうためには、循環型かつ若者主導の経済が構築されなければならない。

トラック4 | 平和と安全保障

マーストリヒト原則を支持し、各世代に関係する人権リスクに関する意思決定について若者が特別な位置づけを持つようにし、世代を超えた包摂的なリスク評価の枠組みを制度化すること。G7のあらゆる活動の前提条件としてルールに基づく国際秩序(RBIO: Rules-based International Order)を尊重し、歴史的な国際協力のコミットメントを強化すること。国際法および国際人道法を妥協なく堅持し、人道支援の妨げのない安全で迅速かつ継続的な提供を確保し、民間人および支援者の保護を徹底すること。

トラック1 | AI(人工知能)とデジタル技術

柱1: オンライン上の有害情報や偽情報

若者たちが公共生活に関与し、特に政治や社会問題について情報を得る手段としてソーシャルメディア(SNS)に依存するようになる中で、彼らは誤情報、データの搾取、サイバーブリング、オンライン上での虐待にさらされている。オンライン上の偽情報は今や世界的な脅威の一つとなっており、信頼を損ね、社会の分断を助長し、特に選挙の際には民主主義の強靱性を弱体化させている。これらの問題は、若者の認知的主権、民主主義的な価値観、そしてオンライン上の安全性を脅かしている。

民主主義の保護

民主主義において若者を保護するため、我々はG7首脳に対し、第三者研究会にSNSプラットフォームが自社のアルゴリズムへのアクセスを提供するよう求めることを呼びかける。また、AIが生成するコンテンツに対するラベル化やデジタルプラットフォームに対する偽情報対策の規制義務の強化が導入されるべきである。さらに、市民が情報を検証、理解、議論できるよう、地域社会を基盤とした情報検証メカニズムの推進が求められる。また、「情報・民主主義フォーラム(Forum of Information and Democracy)」などの取り組みへ持続可能な資金提供を強化することも重要。こうしたメカニズムの実現には、信頼できる情報源を提供するための十分な資金と信頼性を備えた質の高いジャーナリズムが不可欠である。

データの所有

我々は首脳たちに対し、若者を含む個人が、搾取的なデータ利用や、有害な行動を強要しうるダークパターンを始めとする人を惑わせるデザイン戦略から保護されるべきであることを理解するよう求める。個人は自身の個人データの正当な所有者として認識され、データへのアクセスや利用に対する完全な監督権を持つべきである。データの収集は、分かりやすい言葉で説明され、強制的でない操作画面を通じた、積極的かつ十分な情報に基づいた同意(Opt-in)に基づくべきである。市民は、自身のデータを簡単に管理、取得、移転できるようにする必要がある。透明性の要件を強化し、データ主権を尊重することで、若者の情報を守り、より安全で公正なデジタル環境を育むことができる。

ネットいじめ対策

法的対応が進んでいるにも関わらず、ネットいじめは依然として増加しており、社会に深刻な脅威をもたらしている。我々は、法的枠組みや教育に加え、すべての学校、民間企業、そして関係機関が、自身の提供するサービスにデジタル支援ツールを統合させることを提案する。このツールとは、ネットいじめの特定・対応・報告に関する明確なガイドラインや、どうすれば支援を得られるかに関する情報が含まれるものであるべき。ネットいじめの背後にある社会的な問題に対処することも重要だが、同時に、若者がオンライン上の被害を認識し、防止し、効果的に対応できるようにすることも必要である。それによって、より安全なデジタル環境を確保することができる。

オンライン上の虐待からの若者保護

我々はG7のリーダーに対し、より安全なデジタル空間を構築するため、特に女性、少女、あらゆるジェンダーの若者を守るため、政府、法的機関、IT産業、市民社会が連携して、グローバルに足並みの揃った立法と実施を求める。この立法は、企業に対して「セーフティ・バイ・デザイン（サービスの企画・設計段階から安全性を保つための措置を取り込むこと）」のアプローチを義務付け、子どもの性的虐待の防止、そしてディープフェイクを含む有害なコンテンツの検出や削除を行うことを求める。ただし、オンライン上のプライバシーやデータ保護に反しない前提で進める必要がある。また、企業は、子どもの性的搾取や虐待を法的機関に報告するための手段が、基本的な権利が守られる形で確保されるべきである。

柱2: デジタルの未来に向けた教育

アルゴリズムや人々がつながるようになり、急速に変化を進める現代のデジタル社会において、我々は若い世代を力づけるための3つのアプローチ「デジタル学習」・「デジタルリテラシー」・「未来の働き方」を提案する。若者が現代社会の変化に適応できるよう、スキルやデザインに焦点を当てた効果的な方法確立することが必要である。また、倫理的かつ包摂的な設計による技術の開発と提供を行うためには、多様な人々が参加することが不可欠である。

デジタル学習

社会的・情緒的学習の重要性を踏まえ、我々はG7首脳に対し、テクノロジーを活用した個別学習や各地域でのワークショップ、オンラインプラットフォーム、インタラクティブメディアを通じて、デジタルを活用した正式および非正式な教育を拡大するよう求める。また、既存の地域学習拠点の強化に加え、若者団体と協力して新たな地域学習拠点を創設することを提案する。これらの地域学習拠点には、無料で高品質なAI教育とトレーニングを提供するデジタルリソースセンターが設置され、全ての若者が学べる包括的な環境を整備する必要がある。さらに、これらの拠点では、AIツールの体験、業界の専門家によるメンターシップ、ユーザー同士(P2P)の学び、そして若い才能が重要なAIスキルを身につけるためのインセンティブも提供されるべきである。

デジタルリテラシー

我々は、若者がデジタル空間に関連するリスクについて理解を深め、自らを守ったり活用するためのツールや実践方法を学べるよう、包括的な公共啓発キャンペーンへの投資を求める。また、市民に対して、端末のセキュリティ、フィッシングへの対策、データ保護、安全なSNSの利用方法についての教育を徹底する必要がある。さらに、デジタル教育の不足によって被害が生じた事例を集めた「事例データベース」を構築することを提案する。これにより、デジタルリテラシーの取り組みが実践的なシナリオに基づいて強化される。この取り組みにより、アルゴリズムやデータがオンライン体験にどのような影響を与えるかを理解し、偏った情報や有害なコンテンツを見極め、批判的思考を養うことができる。

未来の働き方

我々は、G7各国に対し、革新的な技術が労働市場や教育システムに与える影響を把握するよう求める。特に、労働集約型の経済やインフラが十分に整っていない地域において、その影響は

顕著である。公正な移行を実現するためには、あらゆるレベルで重要な幅広い分野にまたがるスキル、例えば批判的思考、コミュニケーション能力、適応力などを優先的に育成する必要がある。我々は、「G7戦略的スキル基金（G7 Strategic Skills Fund）」の創設を求め、デジタルインフラの拡充、革新的技術に特化したトレーニングの支援、そして包括的なリスキリングプログラムへの支援を行うことを提案する。さらに、官民連携によって、転職やキャリア変更の際の収入保障と、誰もが平等にアクセスできる環境を確保することで、どの労働者や若者も取り残されることのない社会を目指すべきである。

柱3: 破壊的な技術とAI

AIの急速な進展はイノベーションを加速させる一方で、人権や社会全体への影響について懸念も生じている。しかし、これらに対する世界的なガバナンスは、効果的な対策を進めるのに依然として不十分である。こういった課題はAIに限らず、量子コンピューティングのような今後の破壊的技術にも当てはまるものであり、対応するためにはG7のより強固な協力が求められる。また、こうした技術の影響を最も受けるのは若い世代であることから、持続可能なAIガバナンスや責任の明確化に関する議論には、若者が意義ある形で参加する必要がある。

持続可能なAIガバナンス

広島AIプロセス（HAIP）国際行動規範の11の行動項目が厳格に実施されることを確保すること。各国を尊重しつつも、G7に共通する民主的価値観を自国の状況に適合させながら、各国政府はこれらの原則を具体的な規制枠組みに落とし込む必要がある。我々は、G7首脳に対し、G7内外の国の企業がHAIPの報告枠組みに参加することを促し、そこで公開される報告書が中小企業や起業家、若者にも理解しやすくアクセス可能であるよう求める。また、若者が未来の技術開発に公平に参加でき、研究へのアクセスが確保されるよう、公共のAIインフラへの継続的な投資を呼びかける。

AIの責任明確化

生成AI技術の急速な進展により、感情の表現や創造性の発揮など、人間に近い特性を備えるようになり、反復的な作業を超えて自律的に行動することで、責任の所在が不明確になるリスクが高まっている。我々は、G7首脳に対し、各国の法制度を調整・監視するための「合同タスクフォース」の設立を求める。これにより、明確かつ相互運用可能な基準を設定し、特にこれらのシステムが若者の権利、生活、そして幸福に直接影響を与える場合に、企業が確実に責任を果たせるような体制を構築する必要がある。

トラック2 | 経済とサプライチェーンの強靱性

柱1: 課税制度

現在の税制度は不適切であり、抜け道(租税回避の仕組み)が多すぎるため、超裕福な大企業や個人への富の集中を助長している。一方で、G7各国の政府債務の対GDP比は、平均して120%を超えており、長期的な公共投資(インフラ、教育、経済の強靱化など)に制約がかかる恐れがある。将来世代に過剰な負担を残さず、経済の安定を守るために、G7のリーダーたちに対して以下のことを求める。

課税

OECD/G20のBEPS(税源浸食と利益移転: 多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題)包括枠組みの早期実施により、企業が税率の低さで国を選ぶ“税率競争”を防ぎ、企業の収益が実際に発生した場所に応じて課税権を配分できるようにする。資本の適正配分と公正な課税を推進するため、株式の自社買い戻しへの課税によって資本のより生産的な活用を促し、化石燃料企業がエネルギー危機などで得た過剰な利益には「超過利潤税」を導入することで、公平な負担と経済の持続可能性を両立させる。超富裕層に対しては、累進的な資産税・最低所得税を導入し、富の極端な集中や複雑な節税手法を抑制することで、税の公平性を確保する。キャリード・インタレスト(投資報酬)は通常の所得として課税し、資産運用業界における優遇税制を見直すことで、一般労働者との課税の公平を保つ。

柱2: 経済的機会の拡大

若者の失業率は高止まりしており、重要なスキルの格差が広がっている。また、労働市場には性別による不平等も根強く残っている。一方で、技術革新によって新たな働き方や移動の自由が生まれている。G7のリーダーたちには、貧困や失業による社会的・経済的コストを抑えつつ、イノベーションと成長を支える柔軟で安定した労働力への投資を求める。

若年層の雇用促進

若者の長期雇用に繋がる「初期キャリア支援制度」の導入により、雇用主が長期的な雇用を見据えた構造的な初級職の育成プログラムを実施できるよう、雇用補助金や税制優遇措置を整備する必要がある。あわせて、G7域内で若者が移動・就労しやすい労働市場を構築するため、若者向けのモビリティプログラムの拡充や、ビザ取得・雇用許可に関する手続きの簡素化を進める。高校・大学などの教育機関と地域の労働市場との連携を強化し、実践的な学びと就労の接続を高めることも重要である。特に医療や農業など人手不足が深刻な産業分野を中心に、企業と連携した産業別の専門教育プログラムを創設し、実務に直結する高等教育の提供を充実させる。また、「ニート(NEET: 教育・就労・訓練いずれにも属さない若者)」の割合を大幅に削減するため、早期教育段階からキャリアカウンセリングやメンタリング、社会的スキルのトレーニング機会を広げていく必要がある。

労働のレジリエンス(強靱性)

国境を越えた経済的エンパワーメントを拡大するため、海外に住む人でもリモートで仕事ができるよう、国際的な協定の加速と働き方のルール化を進め、互いに成長を目指す必要がある。新しいテクノロジーの発展により、G7諸国における労働力不足に悩む産業で、物理的に移住せずとも海外から遠隔で働ける可能性が広がっている。労働力不足の解消に向けては、大学の学位や

資格の国際的な相互認証を推進することも有効であり、これはG7域外の国々も含めて行うべき課題である。同時に、労働者を保護するための仕組みを国内外で強化することが求められる。公正な賃金や労働組合の権利を確保するとともに、フリーランスやギグワーカー（単発仕事を請け負う人）にも保障を広げる必要がある。さらに、無給インターンや「存在しない求人（ゴースト求人）」といった倫理に反する採用慣行は禁止されなければならない。

ジェンダー包摂的な経済的エンパワメント

企業に対しては、公平な賃金と昇進の機会を確保するための取り組みを促す必要がある。明確で透明な給与基準の導入や、客観的な評価基準・スキルに基づく評価方法の採用、さらに社内の給与を公に監査する「給与監査」の実施を通じて、あらゆる職位における平等を実現していくことが求められる。また、ピンク税（女性向け商品の不当な高価格）の撤廃も重要な課題であり、同様の商品には性別にかかわらず同じ価格を適用し、ジェンダーに基づく価格差別を禁止すべきである。さらに、すべてのジェンダーに対する暴力を犯罪とし、その防止・処罰・被害者支援のための法整備と十分な予算の確保を各国に求めるイスタンブール条約の採択と実施を義務化することが必要である。同時に、G7内外の被害者支援団体と連携し、サバイバー（被害を乗り越えた人）を支える仕組みの強化を図ることも不可欠である。

柱3: 成長と競争力

地政学的な競争や緊張が高まるなか、G7は、強靱で包摂的な成長のための戦略的ビジョンを示す必要がある。G7のリーダー達は、民間資本の活用、イノベーションの加速、そして国際的な開発金融の近代化にリーダーシップを発揮すべきだ。開かれた市場と公正な競争を守ること、強制的な経済手段に対抗し、経済主権を強化し、若者たちが将来に希望を持ち、活躍できる社会を築くことができる。

国際貿易

経済的なナショナリズムの台頭に立ち向かうことが必要だ。一方的な貿易制限や保護主義、強制的な経済手段の拡大は、世界の繁栄と安定を脅かしている。自由で公正な貿易はグローバル経済の礎であり、G7はルールに基づく貿易体制の再確認と強化に向けた明確な姿勢を示すべきである。その一環として、世界貿易機関（WTO）への信頼回復が不可欠であり、特に紛争処理機能の中核を担う「上級委員会」の機能を回復させることで、公正かつ効果的な国際貿易の紛争解決体制を再構築する必要がある。

技術と投資

重要分野のスタートアップへの投資を後押しする公的ファンドを創設し、起業初期のリスクを軽減しつつ民間資本の呼び込みを促進することが求められる。このファンドは、雇用や機会を生むプロジェクトへの優先的な投資を推進する役割も担う。あわせて、「資本展開パスポート（Capital Deployment Passport）」を導入することで、認可を受けたファンドがG7各国間で新たな法人設立や重複した法的手続きを経ることなく、資本を直接運用できるようにする仕組みが必要だ。また、国境を越えた知的財産（IP）紛争に対応する仲裁メカニズムを導入し、企業が契約によってこの仕組みを選択できるようにすることで、各国の司法制度を尊重しながらも迅速かつ公正な解決を可能にする。さらに、倒産・債務整理に関する共通の最低基準を整備し、倒産法制の基礎的な定義を統一することで、12ヶ月以内の免責期間の導入や、債務救済・債権者対応に関する最低限の枠組みを設け、事業再生を後押しすることが重要である。

開発金融

単なる援助削減ではなく、開発金融の仕組み自体を再構築することが求められている。特に、地政学的に影響力を強める国々が競合する地域においては、民間資本を呼び込む「ブレンデッド・ファイナンス(Blended Finance: 公的資金と民間資本の組み合わせ)」の仕組みを強化する必要がある。同時に、国際金融機関(IFIs)の意思決定におけるガバナンス改革を進め、融資の影響を最も受ける途上国に、より大きな発言権を与えるよう制度の見直しを図るべきである。また、時代遅れとなった緊縮財政・金融自由化・中央集権型の開発モデルからの脱却も不可欠だ。IFIsは外部有識者の意見を積極的に取り入れつつ、自らの資金の使い方や運営の在り方を根本的に再評価し、より効率的かつ効果的な支援の実現に向けた検証と改革を進めなければならない。

柱4: 未来世代のための人口協定

先進国は現在、かつてないスピードで進行する高齢化と、急激な出生率の低下という二重の人口課題に直面している。こうした状況は、医療費や年金支出の増加を通じて、公的財政に深刻な負担をもたらしている。一方で、税収基盤が縮小する中、現在の政治的意思決定には、将来に向けた重要な投資を先送りにするリスクが潜んでいる。さらに、住宅危機は今やG7共通の社会的・人口的課題となっており、多くの若者世代がマイホームを持つという夢から締め出されているのが実情である。いま求められているのは、世代を超えた新たな社会契約の再構築である。Y7は、「G7 将来世代のための社会協定」の締結を提案し、G7に対して以下の取り組みを要請する。

人口政策

子育て家庭の経済的負担軽減や育児と仕事の両立支援を目的に、現金給付などの経済支援を拡充し、保育インフラや柔軟な働き方を推進するとともに、「世帯単位」から「個人単位」への課税・社会保障制度の見直しを行い、公平性と婚姻インセンティブの両立を図る。また、年金制度の持続可能性を高めるため、高齢化による財政負担の軽減を目指し、公的な「賦課方式(現役世代からの拠出)」に加え、貯蓄型や職域年金などの積立方式を組み合わせ、多様な老後所得の仕組みを整備する。

住宅政策

国家レベルの住宅戦略を動員し、都市部や公共交通が整備された地域での住宅建設を促進するために、新築住宅への投資インセンティブを導入し、住宅の手の届きやすさを確保する。また、「包括的ゾーニング」や建築許可制度の改革を通じて高密度で手頃な住宅の供給を拡大し、都市の土地利用を柔軟にすることで、若年層や低所得者層の住宅アクセスを改善する。さらに、地域コミュニティによる住宅所有や「購入を見越した賃貸契約(Lease to own)」といったモデルの拡大により、地元根差した住宅保有の選択肢を広げる。一方で、一戸建て住宅の「金融商品化」に歯止めをかけ、金融機関による投資目的での住宅購入に制限を設け、住宅が生活の場であるという原点を重視する必要がある。あわせて、初めての住宅購入者への支援策も拡充し、頭金補助、公的保証付き住宅ローン、固定金利ローン、共有持分型ローンなど、標準化された金融商品のアクセスを強化することで、購入の障壁を引き下げる。

トラック3 | エネルギーと環境

柱1: 責任あるエネルギー転換とエネルギー安全保障

エネルギー安全保障、気候変動対策、そして経済成長が相互に関連していることを認識し、我々はG7首脳に対し、再生可能エネルギーの導入を最優先し、重要鉱物のサプライチェーンの倫理的な多様化を確保することを求める。さらに、2030年までに世界の再生可能エネルギー容量を3倍にするための資金不足が深刻であり、特に新興市場国および開発途上国(EMDEs)は投資から取り残されている現状がある。これらの提案を実現するには、G7加盟国、同盟国、パートナー間での野心的かつ包摂的な多国間協力が必要である。

野心的な気候目標

2100年までに地球温暖化を1.5°C以内に抑えるため、法的拘束力のある経済全体の排出削減目標を採用する必要がある。2050年を目標とする国家目標と、年間売上高4億5000万ドル以上の企業を対象とする2030年までの企業目標は、科学的知見に基づいた目標(SBTi: Science Based Targets initiative)の枠組みに基づいて設定されるべきである。カーボンオフセットは移行期間中の一時的な利用に限定し、削減が困難な排出にのみ適用されるべきである。進捗状況は5年ごとに見直し、公開されなければならない。不遵守の場合、罰金が科され、その収益は再生可能エネルギーのプロジェクトに充てられる。中小企業や移行コストの高いセクターに対する支援を強化し、公平性、説明責任、そして低炭素経済への迅速な移行を確保するべきである。

エネルギー安全保障のための再生可能エネルギー資金

化石燃料の採掘に対する現行の財政的優遇措置や補助金を再配分することで、エネルギー安全保障を確保し、再生可能エネルギーのイノベーションを加速させる「再生可能エネルギー基金」を設立する。この基金は次の目的で活用される: 1) 地域社会にサービスが行き届かない地域におけるマイクログリッドを含む再生可能技術とインフラへの投資、2) 核融合などの次世代再生可能エネルギー研究開発(R&D)の加速、3) 規制の承認プロセスの効率化。ただし、先住民との協議結果や環境影響評価の結論は尊重されるべきである。

重要鉱物のサプライチェーンの確保

重要鉱物のサプライチェーンの中流工程への依存を減らすために、以下の取り組みを行う: 1) 新興市場国および開発途上国における倫理的かつ共同の投資を調整し、重要鉱物の加工を促進し、地域価値の創出と能力構築を実現する。また、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)プロセスに基づき、地域社会や先住民を含む追跡可能(トレーサビリティ)フレームワークを採用する。2) 代替バッテリーモデルや合成代替品のイノベーションを促進する。3) 持続可能な重要鉱物の利用を推進するため、法的拘束力のあるリサイクル目標を設定する。廃棄されたバッテリーや産業廃棄物、電子機器廃棄物からこれらの重要な鉱物を優先的に回収し、採掘残渣の再利用やアップサイクルも奨励するべきである。

エネルギー貯蔵とエネルギー効率

2030年までに以下の取り組みに対して野心的なリソースを投入することをコミットする: 1) エネルギー効率の向上を目的とした住宅の改修を進め、特に低所得世帯を優先するとともに、実施に対する家主の責任を明確化する。2) 公共施設の改修を行い、エネルギー効率を高める。3) 現地設置型のエネルギー貯蔵ソリューションに対するインセンティブを新設または拡大し、住宅や産

業向けのスマートエネルギーシステムの普及を促進する。特に、化学、セメント、鉄鋼といったエネルギー集約型産業に対する介入を優先し、ピーク需要時の化石燃料への依存を削減することを目指す。

柱2: 水資源の保全と環境の回復力強化

G7首脳は、気候変動、生物多様性の喪失、汚染という「地球規模の三重危機」に対し、One Healthアプローチに基づいた科学主導の政策で対応しなければならない。これには、AIインフラの環境への影響を最小限に抑えることや、気候変動と生物多様性の目標を同時に達成するための森林保全への資金調達を含む。また、G7は多国間枠組みにおいて海洋の健康を優先的に位置づけ、海洋プラスチック汚染への対応を継続するとともに、PFAS（パーフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質）など、生態系および人間の健康に対する新たな脅威にも取り組むべきである。

AIの水・エネルギー消費

2028年までに、ハイパースケールAIデータセンターの水およびエネルギー消費について、全段階での報告を民間セクターに義務付ける。「人と地球のための包摂的かつ持続可能な人工知能に関する声明」を基盤として、2030年までに水とエネルギーの消費削減に向けた国家および地域レベルのロードマップを策定・強化し、財政的なインセンティブを導入する。また、再生可能エネルギー源の利用促進、先進的な冷却技術の導入、水の再利用とリサイクルに向けた民間投資を支援し、重要なAIインフラの持続可能性を高める。これにより、平均水利用効率(WUE)をほぼゼロに近づけることを目指す。

PFASおよびマイクロプラスチック汚染

2030年までに、すべての非必須用途においてPFAS（パーフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質）を段階的に廃止し、マイクロプラスチックの汚染を削減するための包括的かつ科学的根拠に基づいた国家戦略を採用する。特に、繊維製品や食品関連製品などの敏感な分野での使用を禁止し、低所得地域や先住民族コミュニティの移行を支援するべきである。政府は、PFASやマイクロプラスチックの水排出に関する全国的な監視体制を整備し、可能な限りこれらを排除する枠組みを構築する。また、「汚染者負担の原則」に基づき、産業汚染を削減するための財政的インセンティブや罰則を導入する。2050年までにすべての非必須用途からの完全な生産廃止を目指し、開発途上国がこれらの「永久化学物質」への依存から脱却できるよう支援する。

森林に関するファイナンス

2030年までに森林の減少を止め、回復させるというコミットメントに基づき、すべての公共財政、開発援助、輸出信用機関のポートフォリオを整合させる。2027年までに森林破壊に関連する活動への支援を段階的に廃止し、森林にプラスの影響を与える投資や自然に基づく解決策を拡大する。G7加盟国は、2030年までに年間少なくとも600億ドルをあらゆる財源から動員し、森林に関するファイナンスの不足を解消し、気候および生物多様性の財政的なコミットメントを達成する必要がある。また、各国の規制の一貫性を高め、森林依存コミュニティの参加、知識の共有、包摂を推進し、高い生態系の保全を図るべきである。

柱3: 循環型かつ若者中心の経済

循環型かつ若者中心の経済は、気候変動および環境目標の達成に不可欠である。これを実現するためには、グリーンスキルへの投資、若者の起業支援、そしてグリーン産業におけるジェンダーに基づく暴力からの保護が求められる。G7加盟国は、特に化石燃料由来の製品や重要鉱物において、天然資源の新規採掘への依存を削減し、深海底採掘の一時停止を求めるべきである。持続可能な開発目標(SDGs) 12に沿って、G7加盟国は持続可能な生産、消費、リサイクルのパターンを推進し、特にプラスチックに関して持続可能な管理を強化する必要がある。

プラスチックフリーの未来

2040年までに一次プラスチックポリマーの生産と消費を抑制・削減するための世界的な取り組みを主導すべきである。これを達成するには、プラスチックのライフサイクル全体を対象とした野心的な国内政策が必要であり、バージンプラスチックの削減目標、拡大生産者責任(EPR)制度、プラスチック添加物の透明性要件、化石燃料由来のプラスチック生産に対する補助金の撤廃などが含まれる。また、この目標を実現するために、国連が主導する「政府間交渉委員会(INC)」において、プラスチックのライフサイクル全体を対象とした法的拘束力のある国際協定の策定をリードし、民間セクターに公平な競争環境を整えるとともに、効果的なプラスチック汚染の撲滅を目指す必要がある。

若者主導のグリーンな未来

グリーン技術に関する教育を標準化し、既存の正式および非正式な教育の中に統合するべきである。また、各産業においてグリーンジョブに向けた職業訓練を誰もがアクセスしやすい形で推進する必要がある。高排出セクターから再生可能エネルギー産業への早期キャリア労働者の移行を支援するため、公私連携プロジェクト(例:新興市場国および開発途上国(EMDEs)との「公正なエネルギー移行パートナーシップ」)を推進する。さらに、エネルギーや環境問題に取り組む若者主導のスタートアップを支援するプログラムを確立し、彼らが民間投資家とつながるためのプラットフォームを提供するべきである。これらのプログラムの基準は、女性、少女、社会的に疎外されたコミュニティと共同で策定し、包摂的な取り組みを確保する必要がある。

トラック4 | 平和と安全保障

柱1: 青年・平和・安全保障

若者は、未来の平和と安全保障を築くために、今こそ力を与えられるべきである。我々は、国連安全保障理事会決議2250の完全な施行の緊急性を認識し、迅速な制度化、専用かつアクセス可能な予算の確保、G7加盟国の平和と安全保障の行動における全ての若者の包括的な参加を求める。また、若者が民主主義を守り、平和構築対等なパートナーかつ主体として関与し、地域社会の回復力を高めるために十分な能力構築のインフラを提供する必要性を強調する。これらの目標を達成するために、我々はG7首脳に対し、以下の取り組みを求める。

青年・平和・安全保障(YPS)アジェンダ

YPS国家行動計画(National Action Plan・NAP)の統合と制度化を加速するため、以下の4つの取り組みを実施するべきである。まず、2026年までに公式なYPS予算計画とフォーカルポイントを備えたNAPを公開することにG7各国がコミットする。さらに、YPSの推進を監督し促進するためにG7独立監視委員会を設立する。また、G7各国のNAP進捗状況を相互レビューするためのフォーカルポイントの設定を義務付ける。そして、平和と安全保障プログラムのあらゆるレベルで若者の関与を制度化する。若者の平和構築への参加を促進するため、若者調停者プールの設立を含め、参加国の平和イニシアティブにおいて若者が完全かつ意味のある形で参加できるようにし、危害や報復から保護するための安全策を強化する。

平和構築と人権における若者の能力構築

迅速対応メカニズム(Rapid Response Mechanism)を通じて、地域主導の若者メディア事業者の設立と支援を行い、外国による情報操作・干渉、誤情報(Misinformation)、偽情報(Disinformation)、憎悪表現(Hate Speech, 合わせてMDH)をリアルタイムで独立性かつ透明性をもって監視・対抗することで、特に選挙や危機の際に国家の耐久力を強化する。また、国連の持続可能な開発協力枠組み(UN Sustainable Development Cooperation Frameworks)内に若者の参加と包摂に特化した柱を統合し、明確かつ状況に即したSMART目標(**S**pecific(具体的), **M**easurable(測定可能), **A**chievable(達成可能), **R**elevant(関連性), **T**ime-based(期限付き))を設定する。さらに、関連する若者のフォーカルポイントや代表者の起草、実施、モニタリング、評価、説明責任、学習プロセスへの参加を義務付ける。また、G7が資金提供する平和構築基金の中に、状況に応じたプログラム枠を設け、地域社会の保護と社会的結束を構築するための教育プログラム、対話の機会、スキル開発を通じて、若者、特に若い女性をエンパワーメントする市民社会組織(CSOs)への支援を強化するべきである。

柱2: 人権を重視した安全保障政策の優先課題

人権はすべての人間に本質的に備わっているものであり、推進され保護されなければならない。しかし、地球規模の三重危機(気候変動、生物多様性の喪失、汚染)を含む複合的な要因により、現在および未来の世代の人権への脅威は拡大している。国家は未来世代の人権を守る責任を負っており、将来の世代に最も近い存在である若者の意思決定への参加も確保されるべきである。したがって、我々はG7首脳に対し、以下の取り組みを求める。

国際安全保障リスクへの対応

地域社会主導の早期警戒・対応システム、予測的な行動計画、危機マッピングを市民社会組織（CSOs）や関連するステークホルダーと協力して制度化するべきである。また、マーストリヒト原則を支持し、人権に対する世代間リスクに関する意思決定において若者の意見に特別な重みを持たせ、世代を超えた包括的なリスク評価フレームワークの制度化を図るべきである。G7のプログラムに気候関連の安全保障リスク（Climate-Related Security Risks；CRSR）を統合するために、YPS-NAP（青年・平和・安全保障に関する国家行動計画）を含めたCRSRIに基づいた平和構築、回復力の強化、適応への資金拡充を行うべきである。また、年齢別に分類された指標をCRSRに基づいたG7の取り組みや資金に導入する。さらに、G7全体およびパートナーが支持する紛争鉱物の輸入に関する規制枠組みを確立し、バリューチェーン全体で国際人権法の遵守、透明性、トレーサビリティを求め、非遵守の事業者が参加国市場にアクセスできないようにするべきである。

人権の保護と包摂

人権擁護者、ジャーナリスト、内部告発者を保護するため、調査や迅速対応部隊（Rapid Response Unit）への支援、関連する法的手段の施行、現場での安全確保措置の拡充、そして報道の自由と言論の自由の確立を徹底するべきである。また、国内避難民（Internally Displaced Persons）、難民、亡命希望者の完全な保護をノン・ルフールマン原則（追放・送還禁止の原則）および国際法に基づいて確保することが求められる。さらに、G7の平和と安全保障プログラムに反映するため、地域および国際フォーラムにおいて、受益国および社会的に疎外されたグループの代表権と意思決定能力を強化する。また、国連総会にて、戦争における先端技術の利用、例えば致死性自律兵器システム（Lethal Autonomous Weapon Systems；LAWS）や生化学兵器の使用に関する法的拘束力のある国際規制の策定を求める決議を提案し、関連する人権の保護を図るべきである。

柱3: ルールに基づく国際秩序（Rule Based International Order）

我々は、分断に対して団結し、G7およびNATOの加盟国およびパートナーに対するものを含む併合の脅威を明確に非難する。多国間主義、自己決定権、主権、領土保全へのコミットメントを継続し、占領下のパレスチナ地域（ガザ地区およびヨルダン川西岸、東エルサレムを含む。occupied Palestinian territory；oPt）や台湾についても同様である。我々は、ウクライナおよび一時的に占領された地域（クリミア自治共和国（Autonomous Republic of Crimea；ARC）、ドネツク、ルハンスク、ザポリージャ、ヘルソン州）におけるロシアの軍事行動の継続に深い懸念を抱いており、これがウクライナ国民およびクリミア自治共和国の先住民に与える影響を強調する。G7は、2022年2月の首脳声明を堅持し、以下の取り組みを行うべきである。

ルールに基づく国際秩序の強化

国際協力への過去のコミットメントを再確認し、ルールに基づく国際秩序（RBIO）への尊重を、G7のすべての分野における活動の前提条件とすることで、その正当性と持続性を強化するべきである。答責性、国際法および法的枠組みの遵守を確保し、違反を防ぐため、パートナーシップ、経済的な関与、安全保障協力は、国際法上の義務に対する具体的かつ実証可能なコミットメントを条件とする。また、権力の恣意的な行使を制限し、世界の不安定化を防ぎ、平和と繁栄を支えるRBIOのルール、規範、制度への尊重を強化する。国連安全保障理事会（UNSC）の包摂性、

公平性、責任を「A/RES/791 行動39-41」およびフランス・メキシコ共同イニシアティブ（拒否権の行使に関連）に基づき改革するべきである。

ルールに基づく秩序とウクライナ

ロシアのウクライナ侵攻を非難し、ウクライナへの無条件の支援を必要な限り継続することを誓約する。ロシアに対し、ウクライナからの即時かつ無条件で完全な撤退と、ロシアの軍事行動の即時停止を求め続け、平和構築においてウクライナ国民と若者を中心に据えるべきである。また、以下の条件を満たす交渉による紛争の終結を支持する：①ウクライナの完全な領土保全の尊重、②違法に拘束・拉致されたすべてのウクライナ人、特に子どもや若者の解放、③ウクライナ国民自身の直接的な関与と合意の下での結果。

国連憲章および国際法の下で、ウクライナの一時的に占領された地域（TOTs）を含む違法な一方的併合を非難するべきである。

柱4: グローバルな紛争

これまでにない規模の暴力が、我々の時代の象徴的な課題となっている。国際法は、それが守るべき何百万もの命と同じように、軽視されることも妥協されることも許されない。無行は苦しみを増大させ、避難民の流出を加速させ、受け入れ地域の不安定化を招き、多くの人々を安全を求めての移動へと追い込む。十分な資金を伴い、持続可能な対応は道徳的な義務であると同時に、将来の平和への戦略的な投資でもある。我々は、G7首脳に対し、以下の取り組みを求める。

現在の紛争

G7の影響力を最大限に活用し、国際人道法の厳格な遵守を確保するとともに、妨害されることなく安全かつ迅速で途切れのない人道支援の提供と、民間人、援助隊員、平和維持者、難民などの保護を徹底するべきである。さらに、G7が持つあらゆる手段を用いて、戦争犯罪や人道に対する罪を犯した者を、適切な法的権限のある裁判所で責任を問うことを求める。また、国際的な紛争解決へのコミットメントを堅持し、以下の地域を含む紛争の解決を支持する：①占領下パレスチナ地域（oPt）において、即時の停戦、全ての人質の解放、二国家解決に基づく公正で包括的かつ持続的な平和の実現、②コンゴ民主共和国（国連安保理決議2773号）およびスーダン（国連安保理決議2736号）において、持続的な平和の確立を目指す地域的な取り組みを支援する。

紛争予防と積極的平和

若者の意義ある関与を支援する取り組みを拡大し、Youth4Disarmamentイニシアチブや、2026年の核不拡散条約（NPT）締約国会議への公式な若者代表団の参加を促進する。

さらに、2050年までのNPTの普遍的な批准と、その規定に基づく多国間かつ検証可能な核兵器の段階的削減の達成を目指す高野心連合（High Ambition Coalition）を主導するべきである。地域社会主導のイニシアチブ（例：スポーツや芸術）を通じて、正義、社会的結束、長期的な回復を促進する持続可能な平和構築と若者のリーダーシップを優先する既存のメカニズムへの資金拡充を行う。また、G7が2015年に掲げた食料安全保障と栄養に関する誓約を達成するため、食農システムにおける資金とイノベーション支援を強化し、資源をめぐる紛争や資源の欠乏を未然に防ぐべきである。

紛争後の移行期

紛争中および紛争後において、避難民と受け入れ地域の人々を公平に支援し、生計、医療、教育、基本的なサービスを優先することで、持続可能な解決策を促進する。特に、統合、再定住、レジリエンスの強化に重点を置くべきである。また、武装解除、動員解除、社会復帰（Disarmament, Demobilization, and Reintegration）および地域主導の平和構築活動に対し、国連の統合DDR基準フレームワーク（UN Integrated DDR Standards）に基づき、持続的かつ状況に即した資金提供をコミットする必要がある。さらに、移行期の正義に根ざした包括的な和解メカニズムを支援し、女性、若者、宗教・伝統的指導者、先住民族、その他のステークホルダーが意義ある形で参加できるようにする。そのためには、①過激主義、不平等、社会的排除、誤情報・偽情報・憎悪表現（Misinformation, Disinformation, Hate speech）の根本的な原因の排除に取り組み、民主的価値観と人権を促進すること、②武装勢力に関連する子どもや若者を保護し、社会的な偏見なしで社会復帰を促進し、国際的な少年司法基準に基づいて責任を明確にすることが求められる。